

事業主各位

(公社)東基連 三鷹労働基準協会支部

**特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習会開催のご案内**

事業者は、一定の有害な化学物質や四アルキル鉛等の含有物を製造し、または取り扱う作業については、標記の作業主任者技能講習を修了した者のうちから「特定化学物質作業主任者」又は「四アルキル鉛等作業主任者」を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければなりません。(労働安全衛生法第14条、別表第18第20号、同施行令第6条第18号、第20号)

つきましては、この度標記の講習会を多摩地区支部の共催で下記のとおり開催しますのでご案内します。

## 記

1. 講習日時 第一回 平成30年 7月25日(水), 26日(木)の2日間  
第二回 平成30年12月11日(火), 12日(水)の2日間
2. 講習時間 一日目;午前9時30分から午後5時まで  
二日目;午前9時30分から午後6時まで(修了試験含む)
3. 講習会場 東京都八王子労政会館(八王子市明神町3-5-1)※申込書下段に案内図あり
4. 実施団体 公益社団法人東京労働基準協会連合会  
(衛第9号 登録満了日:平成31年3月30日)
5. 講習科目 法令に定められた科目
6. 受講料 12,340円(消費税込、テキスト代別)
7. テキスト 特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者テキスト:1,940円(消費税込)
8. 受講申込受付

(1) 申込締切日 毎回開催日7日前です。

(2) 申込先 別紙(受講申請書)に必要事項を記入の上、下記協会支部に申し込み下さい。

(公社)東基連 三鷹労働基準協会支部 三鷹市下連雀3-33-13

電話:0422-43-1918 FAX:0422-43-1920

(3) 申込方法 ①受講料、テキスト代を下記口座へお振込みのうえ、受講申請書及びお振込みを確認できるものを当協会支部宛にFAXしてください。FAX受領後、当協会支部から受講票をFAXでお送りします。

写真2枚	上三分身、背景無地、3ヶ月以内に撮影したもの、裏面に氏名を記入	
	1枚	受講票に貼付してください。
縦30mm× 横24mm	1枚	当支部宛郵送してください。(申込締切日までに) (公社)東基連三鷹労働基準協会支部 〒181-0013 三鷹市下連雀3-33-13-306

②受講料、テキスト代振込先

銀行名:みずほ銀行三鷹支店 口座名義:(公社)東基連三鷹労働基準協会支部

口座番号:普通預金 0201264

③ キャンセルについては、受講日7日前まで申し出下さい。それ以降は受講料の払い戻しはできません。

④全科目を修了し、かつ、修了試験に合格された方には修了証を交付します。

9. 修了証の受取方法について

(1) 直接受領の場合

交付日を連絡しますので、直接当協会支部に認印を持参してください。

(2) 郵便受領の場合

封筒（長3：234 mm×119 mm）1通に受講者の住所、氏名を記入のうえ、392円の切手を貼り講習初日に受付に提出してください。

10. その他

- (1) 講習初日は、机エテ-ションを行いますので、9時20分には着席ください。
- (2) 駐車場が狭いので、お車でのお越しはご遠慮ください。
- (3) 不合格の場合 講習会終了後1週間以内に、書面で通知します。

以上

申込先：(公社) 東基連 三鷹労働基準協会支部 (FAX：0422-43-1920)

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者  
受講申請書

第一回 第二回  
受講申込回数を○で囲んでください。

年 度	平成30年度	受講番号	
ふりがな 氏 名		昭和・平成 年 月 日生 (満 歳) ※受講日初日	
住 所	(〒 — ) (Tel)		
所属事業場名		(TEL) ( ) — (FAX) ( ) —	
事業場所在地	(〒 — )		

※受講申請書の記載内容はこの講習会以外に使用するものではありません。

※受講申請書に記入された内容は、修了証のもとになるデータとなりますので、わかりやすい文字で記入をお願いします。

JR八王子駅から徒歩10分  
京王八王子駅から徒歩 5分

駐車場が狭いので、お車でのお越しはご遠慮ください。

